

第 12 章 再生可能エネルギー利用設備に係る説明義務の対象となる建築物の用途及び規模の指定等

(建築士が説明を要する建築物の用途)

第 98 条 建築物省エネ法第 63 条第 1 項に規定する用途は、全ての用途（建築物省エネ法第 20 条第 2 号及び第 3 号に掲げる建築物の用途を除く。）とする。

本条は、再生可能エネルギー利用設備に係る説明義務の対象となる建築物の用途を定めたものです。

また、建築物省エネ法第 20 条第 2 号及び第 3 号に掲げる建築物とは、仮設建築物や文化財等の建築物です。これらの建築物は説明義務の対象外となります。

(建築士が説明を要する建築物の規模)

第 99 条 建築物省エネ法第 63 条第 1 項に規定する規模は、新築、増築又は改築に係る部分の床面積が 10 平方メートルを超えるものとする。

本条は、再生可能エネルギー利用設備に係る説明義務の対象となる建築物の規模を定めたものです。